

# 金融調査会・企業会計に関する小委員会 提言

令和 6 年 8 月 30 日

自由民主党金融調査会

企業会計に関する小委員会

企業の情報開示、会計監査の在り方をはじめとする企業会計を取り巻く環境の変化の波が押し寄せている。またいつの時代においても、日本の資本市場の国際的な信認の観点から広義の企業会計制度への信認は不可欠であり、常に見直しが必要である。

このような観点から、自由民主党金融調査会企業会計に関する小委員として、具体的には、①変化の時代の到来に伴い、企業の資金調達手法において従来の間接金融主体の状況が変わりつつあり、企業経営における市場との対話の重要性が増していること、②長期投資家を中心に企業の長期的収益の推測に寄与するものとしてサステナビリティ情報を含めた非財務情報の重要性が高まっていること、③DXの進展に伴いデータをめぐる質や量、スピードが変化してきていること、④こうした流れの中で会計監査に求められる能力やスキルが変化してきていること、⑤複雑化する企業会計を取り巻く環境の中で正確性を担保するのは誰なのか再整理する必要があること、⑥国際ネットワークとの関係を含め監査法人のあるべき姿についての検討が必要であること等の問題意識のもと、今後検討すべき課題の整理を行い、検討を進めてきたところである。本提言では、このようにこれまで本小委員会で検討してきた内容をまとめたものである。一部先に公表された金融調査会提言の中に組み込まれているものもあるが、本提言ではより深掘した問題意識を示すことを試みている。

## 【検討項目】

### I. 企業の情報開示 ～企業と市場との有効な対話～

- 1-ISSBの次のアジェンダについて
- 2-サステナビリティ情報の開示に関する基準策定及び定量評価手法の確立
- 3-経営上のリスク等を正確に示せる情報開示手法の確立
- 4-DXによる情報把握の迅速化及び経営への活用
- 5-経営者の虚偽記載に関する厳罰化及び「正確性」の定義の明確化
- 6-株主総会前の有価証券報告書の公表
- 7-重要情報の開示のタイミング
- 8-適時開示のインフォースメント及び四半期開示の将来的任意化
- 9-コーポレートガバナンスのあり方

### II. 会計監査の質の向上

- 1-環境変化を踏まえた会計監査の質・量のギャップの解消
- 2-公認会計士試験等の選考・育成のあり方
- 3-その他検討すべき項目
  - 監査に対する信頼性の更なる向上
  - グローバルネットワークとの関係
  - サステナビリティ情報の保証について
- 4-企業による情報開示に関する取り組み

## I 企業の情報開示

### I-1 ISSB の次のアジェンダについて

国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) は、昨年5月に、今後の基準設定におけるアジェンダを決定するための意見募集が実施され、生物多様性、人的資本、人権、報告における統合の4つのトピックが議論の俎上に乗ったところ、4月には、新たなリサーチ及び基準設定の作業について、「生物多様性、生態系及び生態系サービス」と「人的資本」に関連するリスクと機会の開示に関するリサーチプロジェクトを開始することを暫定合意した。2024年6月には、人的資本に取り組むことを含め、上記意見募集に対する結果をフィードバック・ステートメントを通じて正式に公表した。しかしながら、本来サステナビリティ開示の国際基準は、①全ての企業が対応・開示を求められる国内基準に必ず求められる最低限の項目を定める国際基準という性質を踏まえ、長期投資家を中心に市場参加者が当該企業の将来の収益を論理的に類推するために真に必要としているものに限られるべきであること、②横串でのある程度の定量比較が可能なものでなければならないこと、③「企業の行動変容を促す」ことではなく、市場参加者が当該企業の将来収益や事業継続リスクを演繹することに資するモノサシとしての論理的蓋然性を判断の根拠とすべきであることに鑑みれば、生物多様性と人的資本については、既に基準が開発されている気候変動とは異なり、

- ・ 産業によって指標の重要性が異なる度合いが大きい点
- ・ インパクトの定量化に関する実務が成熟していない点
- ・ (特に人的資本について、) 事業継続にネガティブな影響のあるダウンサイドの指標ではなく、アップサイドの指標という側面が強い点

という特色があること、また投資家からのコメントでは他の基準の作成ではなく、現在の気候変動関連の基準の適用に注力すべきとの回答が最も多かったことに十分留意しつつ、適切な意見発信を行っていくべきである。

### I-2 サステナビリティ情報の開示に関する基準策定及び定量評価手法の確立

ISSB における気候変動関連の国際基準と同等の内容である、日本版のサステナビリティ開示基準の公開草案がサステナビリティ基準委員会 (SSBJ) から発表されたことを受け、今後、企業の開示実務等に混乱をきたさないようガイドライン等を含め明示する必要がある。その際、以下の点について考慮が必要である。

- ✓ 例えば、グローバルな資金調達を目指す企業(東証プライム市場に上場している企業)など、企業の特質等に応じて、求められる基準の水準に違いがあって然るべきであること。
- ✓ 定量指標に関してはある程度の横串比較が可能なものであるべきこと。また定性部分についても比較が可能であり、経営陣のコミットメントや経営姿勢、経営のリスク感応度等が市場参加者に明確に伝わるよう、フォーマットの例示や好事例の共有などに努めること。
- ✓ インパクトの定量評価手法の確立に努め、また雇用形態など異なる企業経営風土間での理解や相互比較が可能であるような基準とすべきこと。
- ✓ いわゆる Scope3 の開示の際には、データ収集手法が未確立であることや直接的な影響下でない主体が関与することを踏まえ、適切な範囲でいわゆるセーフハーバーを設けるべきこと。

### I-3 経営上のリスク等を正確に示せる情報開示手法の確立

非財務情報、無形資産等、企業価値の評価に帰結することが出来る情報が多様化しつつある最近の流れに鑑み、経営のリスク感応度や収益機会の拡大への感応度など、市場参加者が真の企業価値を類推できるような企業の情報開示手法の確立が求められる。また経営トップの情報開示姿勢や主体的関与も極めて重要なポイントになりつつある。

一方で、このような開示は、いわゆる policy や戦略などの定性的記述で行われることが多いことから、どのようにして市場参加者に正確に伝わる定性的記述を記載できるかがカギを握る。好事例の提示やガイドラインなどにより、政府等において各企業の情報開示に関する手引きを行うことを検討すべきである。

### I-4 DXによる情報把握の迅速化及び経営への活用

企業における DX 導入に伴い、本来的には速やかに企業の現状を定量的に把握し、経営に活かす、また市場との対話においても速報性を伴うことでより実態に近いコミュニケーションを行うことで信頼を高めることが可能性がある。

企業の情報開示(非財務情報を含む)、監査においてどのようにこうした速報性を活かしていくことが出来るか、検討を進めることが必要である。その際、正確性をどう考えるか、長期のトレンドと日々の数値の扱いについての検討も必要である。

さらに、企業の現場においては、新興企業を除き、システムの統合が円滑に行われていない例が散見されることから、各企業においてシステムの一本化を進めることが出来るような支援を政府としても検討すべきである。

### I-5 経営者の虚偽記載に関する厳罰化及び「正確性」の定義の明確化

企業会計を取り巻く環境は急速に複雑化、高度化している。こうした中で、正確性を担保するのは誰なのか、それが企業サイドなのか、あるいは監査法人サイドなのか、再整理する必要がある。

企業情報の信頼性確保には、作成者である企業側と監査人側の両面の検討が必要である。財務諸表の作成責任は企業側にあるのにも関わらず、不正が発生した際に作成責任ではなく監査責任ばかり問われるのではないかという懸念があると、公認会計士の監査離れが進み、監査の担い手不足が加速する恐れもある。

成長と分配の好循環を実現するためには、投資家との対話の基礎となる企業情報(財務情報)を企業が正しく開示していることが大前提である。上場企業において正しい企業情報が開示されるようにするには、証券取引等監視委員会において、上場企業による開示規制違反に対して迅速に対応することが極めて重要である。その際、類似の開示規制違反の再発防止・未然防止の観点から、事案の全体像を把握し、経営体制の見直しも含めた根本原因を究明した上で、上場会社の経営陣と、その背景・原因等について議論し、問題意識を共有することで、適正な情報開示に向けた体制の構築・整備を促していく必要がある。その上で、こうした体制の構築・整備に対して積極性が認められない上場企業については、関係機関と連携し厳正に対処していくべきである。

東芝事件では、監査法人に加え、監査を実施した業務執行社員に対しても行政処分がなされた一方で、会社側は、法人に対しては課徴金納付命令がなされたものの、財務諸表を作成した経理担当者や経営者個人に対する刑事罰は無く、民事による損害賠償請求訴訟が提起されたのみである。刑事罰で財務諸表の作成責任を問わなければ、抑止力は働かないと考えられるが、東芝事件以降、監査人に対する一層の規制強化がなされたが、企業経営者に対する規制強化は行われていない。また、経営者に対する罰則は、現在でも刑事罰を問うことができるが、実際に発生している経営者不正の件数に比べ、実際に訴追に至った事例数が著しく少ない。これらも踏まえつつ、監査人と企業に対する規制環境の適切なバランスをとるようにすべきと考える。

また、企業の市場との対話を目的とする情報開示が、過去の実績を示す財務情報という経理的な数字から、経営のリスク感応度や収益機会感応度のような経営の本質的なもの、さらには将来の財務的な収益を類推できるような定量的・定性的開示に重点を移すとするならば、いわゆる「正確性」あるいは「虚偽」に関する定義もこれまでのものとは当然に変わりうる。

現時点での最善の努力を以て善意の開示を行うことにより、経営者、企業の虚偽記載とみなさない、あるいは監査においても同様のセーフハーバー的な規定を置くことを検討すべきである。

## I—6 株主総会前の有価証券報告書の公表

四半期報告書の短信への一本化を進めるなど、企業の負担軽減に向けた取り組みを進めているところであるが、本来、企業が市場との対話を深めることにより、将来の収益可能性への共通理解の下で広く資金調達を行うという循環を確立するためには、重要なイベントが発生した場合にその業績への影響に関する開示を適時に行う適時開示が当然に行われるような状況でなければならない。また、株主が広く企業経営に対して提案を行うことが出来る最大の機会が株主総会である。

これらを合わせ考えれば、その株主総会前に有価証券報告書が公表されていないことは諸外国の状況に鑑みても不適切であり、当該企業のみならず、日本市場・日本企業の信用・レピュテーションを毀損することになりかねない。また、こうした状況を踏まえ、株主総会の時期の設定についても、多様な時期への設定がなされるべきである。こうした問題意識も踏まえ、政府においては、金融庁が中心となり、関係省庁と連携し、企業における有価証券報告書の開示と株主総会の開催のタイミングや関連する実務等について実態把握を進め、関連する課題の抽出と必要な環境整備に向けた方策について検討すべきである。

## I—7 重要情報の開示のタイミング

日本企業において、株式市場が閉じる 15 時以降に重要情報の発表を行う例が非常に多いことが指摘される。いわゆる私設取引システム(PTS)における取引や、海外の市場における取引などで東京市場が開くタイミングではもはや取引が一巡してしまっているような状況も散見される。市場との対話をきちんと行い、広く投資家の資金を集めるという本来の趣旨からすれば、基本的には当該企業にとってメインの市場である東京市場の投資家が重要情報を知悉できるよう、9 時前もしくは昼休み中に重要情報の公表を行うべきであり、取引所を中心に速やかに必要な環境整備に取り組むべきである。

## I-8 適時開示のエンフォースメント及び四半期開示の将来的任意化

I-7でも記述したとおり、本来、企業が市場との対話を深めることにより、市場参加者との将来の収益可能性への共通理解の下で、企業が広く資金調達を行うという循環を確立するためには、重要なイベントが発生した場合にその業績への影響に関する開示を適時に行う適時開示が当然に行われるような状況でなければならない。

しかしながら、近年の、新型コロナ発生時、ウクライナ戦争発生時等の場面においても、ロンドンやニューヨークの上場企業と比較して、日本市場において適時開示を行った企業数は著しく少なかった。当時行ったヒアリングにおいては「確たる数字を出すことが出来ない」、「他が出していないから」等の声が企業担当者から聞かれた。

本来的には、適時開示を行うことにより明確になる、当該企業のリスク感応度の高さ、予期せぬ事象が発生した時の対応こそが、長期の収益性を期待する長期投資家の求める企業の実態を映す鏡であることを考えれば、こうした適時開示を上場企業に対し適切な手段でエンフォースしていくことが求められる。

一方で、企業の担当者や監査法人の負担を考えたとき、こうした適時開示が充分に行われているならば、決算短信も含む四半期開示は完全に任意化されることも検討されるべきである。

## I-9 コーポレートガバナンスのあり方

2013年以降政府が主導しコーポレートガバナンス改革を進めてきた。現在形式から実質へという観点のもと、コーポレートガバナンスをより実効あらしめるために、実際の運用における見直しを進めているところである。

適切なコーポレートガバナンスとは、本来、経営が、企業を取り巻く経営環境の変化に臨機応変に対応し、企業経営におけるリスクポートフォリオの構成としての「リスクを取り過ぎるリスク」と「リスクを取らなすぎるリスク」のバランスを適切なタイミングで組み替えることができるよう、市場や取締役会の監視を活用しつつ促すことが出来るガバナンスの確立を行うことである。

市場に関しては、東証の上場区分の見直しや一連の改革により、日本企業や日本市場の外国投資家からの評価は高まりつつあるが、コーポレートガバナンス上の問題や、少数株主の保護の観点から、国際的に見て極めて少数となっている親子上場や、諸外国の企業と比較して有意に低水準で推移していると指摘されている日本企業の株式の実質的な流動性などへの指摘も残る。企業に積極的な情報開示を促すインセンティブとしてのマーケットとの対話を通じた資金調達コストの低減、その対話の基盤的インフラとしての監査を充実させる好循環の実現を考えたとき、当該企業の株式等の資本市場における高い流動性は不可欠かつ死活的に重要である。

日本における企業経営においては、従前より指摘されてきたことであるが、「リスクを取り過ぎるリスク」と「リスクを取らなすぎるリスク」のバランスにおいて、後者のバイアスの方が強いとされている。コーポレートガバナンスにより、リスク選好が高い経営のリスクテイクを抑えることは可能であるが、リスク回避的な経営にリスクテイクさせることは容易ではない。

今後コーポレートガバナンスに関する議論を進めていくにあたっては、特に東証プライム市場に上場している企業群に対しては、海外投資家から外部からの意見を聞き入れず閉鎖的であるとの評価もされている中で、人材や資金、会社の流動性の高まりと経営に当たる人材の性向の変化を伴ってこそそのコーポレートガバナンスとの視点が重要であることを再度認識すべきである。

また、2024年6月に金融庁が策定した「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024」を踏まえ、企業と投資家の自律的な意識改革に基づくコーポレートガバナンス改革の「実践」に向けた施策を推し進めるべきである。

## Ⅱ. 会計監査の質の向上

### Ⅱ-1 環境変化を踏まえた会計監査の質・量のギャップの解消

公認会計士については、①量的な拡大とともに質的な向上も求められている監査証明業務に加え、②拡大・多様化する非監査業務、さらには、③企業などにおける専門的な実務の担い手として、経済社会で重要な役割を期待されている。

加えて、日本公認会計士協会を中心に、公認会計士の魅力向上に取り組んできた結果、公認会計士試験の受験生や合格者が増加傾向にあるものの、監査証明業務に従事する公認会計士の数は横ばいで推移している。一方で、近年、①従来の財務情報に加え非財務情報の開示への要請が高まっていること、②企業の情報開示が企業と投資家との対話の観点からより経営の本質にかかわるものとなっていること等を背景に、監査のニーズと監査法人のキャパシティとの間で、質及び量の両面のギャップが見られるようになってきており、この解消が急務である。

(1) 上場企業の監査の担い手が不足するという懸念を解消するためには、大手監査法人から中小監査法人への裾野の拡大が必要であり、中小監査法人を含めた上場会社等の監査の担い手全体の監査の質の一層の向上を図ることが急務であることを考えれば、中小監査法人における監査法人のガバナンス・コード(「監査法人の組織的な運営に関する原則」)の受け入れ状況を注視する必要がある。この観点から、上場会社監査を担う監査法人においては、改正公認会計士法に伴う政府令の改正や監査法人のガバナンス・コードの改訂を踏まえた実効的な取組みが重要であり、このような取組みの実効性確保には、日本公認会計士協会による自主規制機能の発揮が必要不可欠である。<sup>1</sup>

(2) 監査法人においては、監査の経験だけでなく、企業実務や非監査部門等での多様な経験等を積み重ねることで、財務・非財務双方の視点からの監査を行うにあたり十分な能力を有する公認会計士を確保・育成していくことが重要である。そのためには、監査法人において、監査そのものの魅力向上に取り組むことや、AIを含むITを活用した監査の実践や公認会計士以外の人材の効率的な活用を進めることで、公認会計士が持てる能力を十分に発揮し監査のやりがいを感じられるような環境を整備することで、十分な能力を有する公認会計士が監査の分野で活躍し続けることを促すことが必要である。また加えて、環境の変化に応じた公認会計士試験等の選考・育成過程の見直しが極めて重要である。

---

<sup>1</sup> 改正公認会計士法による上場企業等の監査に関する法律上の登録制の導入に伴い、関係法令において、上場企業等を監査する監査法人に対して、監査法人のガバナンス・コードに沿った業務管理体制の整備や充実した情報開示を行うための体制整備が義務づけられた。また、昨年4月、金融庁の監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会において、監査法人のガバナンス・コードの内容も、中小監査法人におけるコードの受入れが進むよう改訂が行われている。

## Ⅱ－２ 公認会計士試験等の選考・育成のあり方

近年の監査を取り巻く環境変化にも対応できるよう、公認会計士に求められる資質を踏まえ、中長期的な視点をもって人材の育成・確保に向けて取り組んでいく必要がある。特に近年では、AIの利用を含む監査業務におけるITを活用した監査手法の導入・開発の進展、サステナビリティ情報等の非財務情報に対する投資家の関心の高まりなどの環境変化が生じており、公認会計士に求められる資質や能力も変わっていくことが見込まれる。この点に関し、公認会計士の能力開発については、会計専門職大学院を含む試験前教育、公認会計士試験、実務経験、実務補習及び継続的専門能力開発の一体的・包括的な検討が必要であり、日本公認会計士協会において、議論が開始されている。

公認会計士試験制度については、これまで公認会計士・監査審査会において、試験合格者の質を維持・向上するため、一定の合格水準を確保するなど、適切に運用がなされており、今後も継続していく必要がある。公認会計士試験の受験資格や試験科目については、見直しの是非についての意見が分かれており、公認会計士に求められる資質の変化に応じて見直す必要があるとの意見が聞かれる一方で、受験者の負担等も踏まえ慎重に検討する必要があるとの意見も聞かれるところである。また、公認会計士試験の内容については、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、実践的な思考力、判断力等の判定に意を用いるものでなければならぬところ、足元の試験内容では、それが必ずしも適切に運用されていないことを懸念する声も聞かれる。試験制度の検討にあたっては、これらの点についても議論する必要がある。

試験合格後の能力開発については、公認会計士の質の向上や、実務補習の実効性確保の観点から、修了考査が難しく、このことが公認会計士として新たに登録できる者の数が伸び悩んでいる原因の一つにもなっているとの意見が聞かれた。この点について、日本公認会計士協会と会計教育研修機構において、実務補習と修了考査の連携等に向けて検討を開始しており、こうした取組みを引き続き推し進めていく必要がある。

## Ⅱ－３ その他検討すべき項目

### ●スタートアップ企業への資金の流れの促進と監査

我が国経済の持続的成長のためには、スタートアップの育成が急務であり、リスクを取れる主体の資金がスタートアップに向かう流れを強化する必要がある。スタートアップにおいて資金需要とのギャップが指摘される各ステージにおける資金調達において重要な役割を果たすベンチャーキャピタルについて様々な整備を進めていく必要がある。

具体的には、ベンチャーキャピタルによる実務の蓄積等を通じて、スタートアップの企業価値に関する公正価値評価手法の確立を急ぐこと等によって投資家への正確な情報提供を促進すること、またその正確性の保証をどのようにして付していくのか、さらにはベンチャーキャピタル自体のガバナンスの強化が重要である。また、投資家に提供される情報の保証の観点から、ベンチャーキャピタルの監査に関する改訂実務指針を監査法人の実務に浸透させていくことも重要である。

## ●監査に対する信頼性の更なる向上

会計監査の信頼性の向上に向け、監査法人においては、監査部門と非監査部門との間の利益相反問題への対応や、ローテーション制度の適正な運用に取り組んできているが、監査法人のガバナンス・コードの改訂を踏まえた実効的な対応状況について継続的に注視していく必要がある。

## ●グローバルネットワークとの関係

大手監査法人等は、海外展開を進める被監査会社の監査を円滑に実施するため、グローバルネットワークに加盟している。この点に関して、監査法人のガバナンス・コードの改訂において、監査法人に対して、グローバルネットワークとの関係について十分な開示を行うことを求めている。

具体的には、監査法人のグローバルネットワークやグループ等との関係について、改訂版のコードでは、「監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである」旨が規定された。

この規定の趣旨は、監査法人とグローバルネットワーク等との関係が、グローバルネットワークやグループ内の構成員である組織に共通の監査ツールの開発やITへの投資等を通じて会計監査の品質の確保やそれを持続的に向上させる効果が期待される反面、監査法人の意思決定に影響を与え得ることなどにより、会計監査の品質の確保やその持続的向上に支障をきたすリスクを生じさせる可能性があり、特に、このような関係が、個々のグローバルネットワーク等における契約等によって構築されているため、その関係性や位置づけが明らかにされていない場合、会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利益とリスクを資本市場の参加者等が十分理解することが困難になることにある。グローバルネットワークとの関係に関して十分な開示を行うことは、資本市場の参加者等が監査法人における監査品質の向上に向けた考え方や取組みなどを適切に評価する上で重要である。

したがって、今後、行政当局や日本公認会計士協会においては、こうした開示が制度趣旨にのっとって適切になされているか、注意深く検証していく必要がある。また、特にグローバルネットワーク等との関係が有するリスクについて、グローバルネットワークやグループ内の構成組織がグローバルネットワーク等の運営に対して監視を行う関係もみられるため、行政当局はグローバルネットワーク等に対するガバナンスが適切に機能しているか、その実態を把握するとともに、監査法人のガバナンス・コードのさらなる改定について、継続的に検討していく必要がある。

## ●サステナビリティ情報の保証について

サステナビリティ開示については、今後、金融審議会が公表したロードマップに沿って、我が国のサステナビリティ開示基準の開発やその法定開示への取込み、サステナビリティ情報に対する保証のあり方の議論が進められることが想定される。

サステナビリティ情報に対する保証の担い手については、国際的には保証の担い手を広く確保する観点から法定監査の監査人には限定しない方向で検討されているものの、我が国における担い手として、財務諸表の監査業務を行っている公認会計士・監査法人が重要な役割を担うことに期待が寄せられている。

こうした点を注視しながら、公認会計士試験等の選考・育成過程に関しても検討が必要であるが、与える影響が広範であることを考えれば、関係者との対話を行いながら政府としても早期に方向性を示す必要がある。



## Ⅱ—4 企業による情報開示に関する取組み

上記のほか、これまでも指摘してきた点だが、公認会計士の質や量の向上・強化においては、企業による情報開示に関する取組みも重要である。特に、企業の実務負担等のバランスをとりながら、株主総会の開催時期の変更も含めて、株主総会前に有価証券報告書を提出することや、有価証券報告書や事業報告等との一体的開示を進めていくことは、監査業務の効率化に資するだけでなく、企業と監査人とのコミュニケーションの充実につながり得る。さらに、内部統制基準及び実施基準の改訂も踏まえ、企業における財務報告に関する内部統制の実効性の向上が期待される。これらの企業による取組みが監査品質の一層の向上につながると考えられる。

特に本提言が着目する企業の情報開示及び監査の観点から、上場企業の増加や監査業務の高度化・多様化に伴い監査法人のキャパシティが追い付かないという問題が生じる可能性がある。各企業や監査法人にかかる負担、作業の煩雑さやコスト、加えて将来的に上場企業の「監査難民」の可能性すら指摘される状況を考えれば、監査法人がキャパシティビルディングに取り組むなど、何らかの対応が早急に必要である。また、市場サイドでは、上場にあたっての審査の厳格化や、企業のレイヤー別に適用される規制や監査のあり方などについて検討する必要がある。特にプライム市場については、世界中の投資家と適切なコミュニケーションを行い、広く資金調達を行う「開かれた経営」が行われるべき企業のみが上場される場との認識が適切であり、厳格かつ適切な選定及び新陳代謝が行われる枠組みを念頭に置くべきである。

会計監査の質や量の向上・強化に向けては、以上指摘してきた点について一体的かつ総合的に取り組んでいくことが重要であり、金融庁と日本公認会計士協会は、日本経済団体連合会、日本取引所グループをはじめとした関係者と連携しながら、必要な環境整備をさらに推し進めていくべきである。

以 上